

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	ひとり親医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、ひとり親医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親医療費助成に関する事務
②事務の概要	【概要】小松市医療費助成条例、及び小松市医療費助成条例施行規則に基づき、ひとり親家庭等医療費の助成業務を行う。
③システムの名称	ひとり親医療費助成システム、児童扶養手当システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ・小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項及び第2項、別表第1(1の項)、別表第2(1の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則案 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部 子育て支援課長
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月5日	5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部 こども家庭課	市民共創部 こども家庭課	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 法制担当	管財総務課 契約・法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第14号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	事後	根拠法令改正のため
令和1年6月25日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長		課長	事後	様式変更によるもの
令和1年6月25日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	所属名変更によるもの
令和1年6月25日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月12日 時点	平成31年4月5日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月25日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更
令和3年9月1日	I 5 評価における担当部署 ①部署	市民共創部 こども家庭課	予防先進部 こども家庭課	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号	事後	番号法改正に伴う修正 (令和3年9月1日)
令和4年6月2日	5. 評価実施機関における担当部署	予防先進部 こども家庭課	健康福祉部 こども家庭課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月2日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長	こども家庭課長	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月2日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月15日 時点	令和4年5月18日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月2日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月15日 時点	令和4年5月18日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月4日	I 5 評価における担当部署 ①部署	健康福祉部 こども家庭課	こども家庭部 子育て支援課	事後	所属名変更によるもの
令和5年7月4日	I 5 評価における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長	子育て支援課長	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月4日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月18日 時点	令和5年6月16日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月4日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月18日 時点	令和5年6月16日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則案 第9条	事後	根拠法令改正のため
令和6年8月20日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月16日 時点	令和6年6月14日 時点	事後	重要な変更項目でないため